毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規則

所管課(室)名

○振興局長委任規則の一部を改正する規則

新行政推進室

◎ 訓 令

○長崎県決裁規程の一部改正

新行政推進室

規則

振興局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年12月1日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第45号の2

振興局長委任規則の一部を改正する規則 振興局長委任規則(昭和42年長崎県規則第38号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

改正前

(所管区域における委任事項)

第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。た だし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関 係事項を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産 関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第 11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第 177号まで及び第180号から第184号までを、島原振興局長 にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号か ら第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、 第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第 180号から第184号までを、県北振興局長にあっては、水産 関係事項(西海市に係る事項に限る。)並びに土木関係事 項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、 第167号から第170号まで及び第174号から第177号までを、 五島振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9 号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで(上五 島空港の場合に限る。)、第142号から第147号まで(上五島 空港の場合に限る。)及び第180号から第184号までを、壱 岐振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号 まで、第11号、第12号及び第180号から第185号までを、対 馬振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号 まで、第11号、第12号及び第180号から第184号までを除く。 略

水産関係事項

- (1) 略
- (2) 長崎県漁業調整規則(<u>令和2年長崎県規則第44号</u>。以

(所管区域における委任事項)

第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。た だし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関 係事項を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産 関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第 11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第 177号まで及び第180号から第184号までを、島原振興局長 にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号か ら第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、 第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第 180号から第184号までを、県北振興局長にあっては、水産 関係事項(西海市に係る事項に限る。)並びに土木関係事 項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、 第167号から第170号まで及び第174号から第177号までを、 五島振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9 号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで(上五 島空港の場合に限る。)、第142号から第147号まで(上五島 空港の場合に限る。)及び第180号から第184号までを、壱 岐振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号 まで、第11号、第12号及び第180号から第185号までを、対 馬振興局長にあっては、土木関係事項中第4号から第9号 まで、第11号、第12号及び第180号から第184号までを除く。 略

水産関係事項

- (1) 略
- (2) 長崎県漁業調整規則(昭和39年長崎県規則第89号。以

下この号において「規則」という。)第9条第2項、第10条第2項、第11条第3項、第5項及び第7項、第13条第2項、第15条第2項、第20条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第23条第1項の規定による海区漁業調整委員会に対する諮問(漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の規定による中型まき網漁業のうち、いわし、あじ、さばまき網漁業、しいらづけまき網漁業及び小型機船底びき網漁業のうち、手繰第2種えびこぎ網漁業並びに規則第4条第1項第1号、第2号、第6号(いわし、あじ、さばまき網に係るものに限る。)、第9号、第15号、第22号、第23号及び第29号に掲げる漁業に関するものを除く。)に関すること。

農林関係事項

- (1)及び(2) 略
- (3) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第17条の規定による農薬販売業者の届出に関すること。
- (4) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第 127号) 第23条の規定による肥料の販売業務についての 届出に関すること。
- (5)~(22) 略
- (23) 農業農村整備事業のうち、県営事業 (災害復旧事業を含む。) の調査、設計、工事執行及び監督に関すること。
- ② 農業農村整備事業のうち、団体営事業 (災害復旧事業 を含む。) の指導監督及び検査に関すること。
- (26) 次に掲げる交付金等により県以外の者が実施する事業 の指導監督及び検査に関すること。
 - ア 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
 - イ 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)

(27)~(37) 略

- (38) 農林部所管の公共用地の取得<u>及び換地</u>に伴う登記に関すること。
- 39 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年 法律17号。次号から第44号までにおいて「法」という。) 第4条及び附則第2条の規定による届出の受理に関する こと。
- (40) 法第6条の規定による勧告に関すること。
- (41) 法第8条の規定による行為の制限の許可に関すること。
- (42) 法第9条の規定による防災工事に関する計画の届出の 受理に関すること。
- (43) 法第10条の規定による防災工事の施行の命令に関する こと。
- (4) 法第18条の規定による報告の徴収及び立入調査に関すること。
- (5) 農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業のう ち、団体営事業で、特に緊急度が高く早急に着工を要す る場合の指導及び着工(決定前施行)に関すること。
- (46) 農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業の事業 計画変更のうち、団体営事業の変更の内容が軽微なもの の処理に関すること。

下この号において「規則」という。)第8条第3項、第22条第2項及び第3項、第24条第2項、第25条第4項、第27条第2項並びに第29条第2項(第30条第3項及び第31条第5項の規定により準用する場合を含む。)の規定による海区漁業調整委員会に対する諮問(漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項の規定による中型まき網漁業のうち、いわし、あじ、さばまき網漁業及び小型機船底びき網漁業のうち、手繰第2種えびこぎ網漁業並びに規則第6条第1号ア並びに第2号ア(いわし、あじ、さばまき網に係るものに限る。)、工、コ及び二に掲げる漁業に関するものを除く。)に関すること。

農林関係事項

- (1)及び(2) 略
- (3) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第<u>8</u>条の規定による農薬販売業者の届出に関すること。
- (4) <u>肥料取締法</u>(昭和25年法律第127号)第23条の規定による肥料の販売業務についての届出に関すること。

(5)~(22) 略

- 23) 農業農村整備事業のうち、県営事業の調査、設計、工事執行及び監督に関すること。
- 24 農業農村整備事業のうち、団体営事業の指導監督及び 検査に関すること。
- 26) 次に掲げる交付金等により県以外の者が実施する事業 の指導監督及び検査に関すること。
 - ア 強い農業づくり交付金
 - イ 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)
 - ウ 経営体育成支援事業

(27)~(37) 略

(38) 農林部所管の公共用地の取得に伴う登記に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

長崎県訓令第12号の2

本 庁

地方機関

長崎県決裁規程(昭和42年長崎県訓令第4号)の一部を次のように改正する。 令和2年12月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正後				改正前	
別表第3 水産部 略	(第12条関係)			別表第3 水産部 略	(第12条関係)		
課 (室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課 (室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
漁業振興課	漁業法(昭和24年 法律第267号)第120 条第3項及び第4項 の規定による漁業調 整委員会の指示又は 取消しに関すること。	1 漁業法(以下本号中「法という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事に関すること。ア 法第10条の規定による水産資源の資源評価の要請 イ 法第4項から第6項まで、第8項及び第9項管理方針の策定による資定又とよる資足を更ウ 法第16条の規定	1 漁業法(以下本号中 「法」という。)の施行 に係る事務のうち、次 に掲げる事項に関する こと。 ア 法第30条第2項の 規定による漁獲量等 の報告 イ 法第88条第1項から第3項までの規定 による休業中の漁業 許可 ウ 法第90条の規定に よる強管理の状況 等の報告	漁業振興課	漁業法(昭和24年 法律第267号) 第67 条第4項及び第5項 の規定による漁業調 整委員会の指示又は 取消しに関すること。	1 漁業法(以下本号中「法」という。)の施行に保る事務のうち、次に掲げる事項に関すること(共同漁業、定置漁業、内水面漁業に関することに限る。)。	1 漁業法(以下本号中 「法」という。)の施行 に係る事務のうち、次 に掲げる事項に関する こ、任時同漁業、定置 漁業、内水面漁業及び 区画漁業に関すること に限る。)。
		による漁獲可能量 の設定又は変更 上第313条の規定 による漁獲量等の 公表 オ 法第32条第2項 の規定による助 言、指導33条第2項 の規定による財 方 法第33条第2項 の停止命令 生 法第34条の規定 による船舶の停止の令等 と 法第35条の規定 による広域漁業調	工 法第91条の規定に よる漁業権者に対す る指導及び勧告 才 法第106条第 7 項 から第 9 項までの規 定による漁業権行使 規則又は入漁権行使 規則の制定、変更又 は廃止の認可第 3 項 の規定による沿岸漁 場管理団体の活動状 没等の報告 キ 法第113条第 2 項 の規定による保全 可規定による保全 がの協力のあっせ				ア 法第8条第6項及 び第7項の規定によ る漁業権行使規則又 は入漁権行使規則の 制定、変更又は廃止 の認可 イ 法第36条第1項の 規定による休業中の 漁業許可
		整委員会指示の要				ア 法第10条、第21 条第2項、第27条 第2項、第37条第 1項、第38条第1 項及び第3項又は 第128条第2項の 規定による漁業権 の免許又は取消し	ウ 法第50条第1項の 規定による免許漁業 原簿の登録 エ 法第72条の規定に よる漁場又は漁具の 標識の設置命令
		2項権の知定による 漁業権の規定に計 及免許 及び第72条第6項 及び第7項業認可 とび第2項業認可 とび第2項業認可 とび第2項業の規定 による。 2000年の発達 2000年の発達 2000年の発達 2000年の表達 2000年 2000年の表 2000年	による認定協定の実施状況の報告 セ 法第139条第2項 の規定による応募者 の処支表 2 漁業法第57条第1項 の規定による中型書金額企業の共産による中型書金額企業の計可に関すること。 3 長崎県漁業の計可に関すること。の施行に掲げる事項に関すること。ア 規則第4条、第6条、第7条、第11条及び第14条の規定による漁業の計可又は起業の認可 1 規則第13条の規定			4 法第11条第1項 及び第2項の規定 による免許の内容 等の事前決定又は 変更 ウ 法第7項及び第 10項権の規定 高、第7項による 漁業報可 エ 法第22条第1項 の規定に割 の規定に割 の規定に割 をの列 の認第24条第2項 も規定に割 が が をのの が をの が を の を の を の を の を の と と と と と と と と と と	2 漁業法第66条第1項 の規定による中型まき 網漁業及び小型機船底 すること。 3 長崎県漁業調整規則 (以下本号中「規則」 という。)の施行に係る事務のうち、次に掲 げる事項に関すること。 ア 規則第6条、第20 条、第20条及び第27 条の規定による漁業 の許可又は起業の認 可

_			_						
	ッ		洪	第	86	冬	第	1 ў	Í
	Ť	及						規定	
		に	ょ	る	漁	業	権	の身	٤
		件	0)	付	加				
	夕							2 Ŋ	
		並.	び	に	第	93	<u>条</u>	第1	_
		項	及	び	第	2	項	の規	Į
		定	に	ょ	る	漁	業、	権の)
							L	又に	ţ
	7.	1学		の ぬ			12	σ H	1
	7	<u>.</u>						の 規 漁場	
								定及	_
				件					۷
	٠.,	_						第 1	
	_	項	及	び	第	3	小項	から	
		一第	6	項	ま	で	の	規定	?
								場管	
		理	規	程	の	制	定	又は	t
		変	更	0)	認	可			
	テ							の規	
								漁場	
		置	理	<u>団</u>	体上	<u>の</u>	保	全社	i
		魍	15	<u>对</u>	3	<u>る</u>	肠山	<u>力カ</u>	7
		1分世	り置	71	<i>y</i> c	(·	芴	合0	_
	ŀ	111		쓸	11	15.	冬	の規	1
	_	定	に	ŀ	る	沿	全是	漁場	ļ
								全沿	
								廃止	
			認		_				
	ナ	_	法	第	11	6	条	第 2	2
		項	及	び	第	3	項	の規	Į
		定	に	ょ	る	沿	岸	漁場	ij
					体	0)	指	定の)
		取	消					dala o	
	=	_arr						第日	
		夏	<u>X</u>	は	労っ	11	坦	の 調 調	ł
								神番に保	
				云告					R
	ヌ	ره/						第 2	,
	_	項						る分	
				選					_
	ネ					37	条	第 4	Į
		項	及	び	第	5	項	の規	Į
								委員	
							び	専門	9
		委		0				data a	
	_	- -175	法の	建	1	38	条ト	第6	<u>,</u>
		埋坐	(/) =1z	規マ	疋ル	V- Str	よめ	る <u>液</u> 従事	<u>H</u>
								張又	
				耻限		٧,	3/24)JK A	`
	<u>ハ</u>					39.	条	第 1	
	Т		0	規	定	に	ょ	る信	Ė
				の					Ī
	Ł		法	第	16	51	条	から	2
		第	16	3	条	ま	で	の規	Į
		定	に	ょ	る	土.	地	の修	ŧ
				び	立.	入	等	の評	F
	_	可					40	hh- 1	
	7	195						第 1	
		坦宁	<u>X</u>	はト	<u>男</u> っ	<u>4</u> 止	坦地	の規及と	r,
								及り	
				い係				V) [)	٠
	^	/13						第 1	
		項						るオ	
								殖命	
		令							
	水		法	第	17	70	条	第 1	_
		項	及	び	第	3	項	の規	Į
								規則	
				疋	X	は	変	更の)
	_,	認	可	44	17	70	<u>x</u>	始 /	
	<u> </u>	頂	かの	丞担	定	l-	水上	第 <i>6</i> る遊	华
								命令	
2								型 技	
•	則							崎県	
	規	則	第	44	뭉	0	以	下本	Z,
	号	中	Гŧ	誢		٢	V	う。)
	0)	施	行	に	係	る	事	務の)
								る事	ŀ
				す町				。 及て	k.
	1		M	4411	カラ	الم	*	/X (.	

ア 規則<u>第20条</u>及び

第22条第1項の規

48	<u>条</u> 水	は件 にはの にえ に適 に送金7水第産	起の規よ起変規よ交規よ用規よ信 産2資	業付則る業更則る付則る除則る機 略資項源	の加第漁の許第許及第試外第衛等 源の保	認 16 業認可29 可び47験 50 星の 保規護	可 条の可 条証再条研 条船備 護定指	へ の許の のの交の究 の位付 法に導	可の 規可内 規書付規等 規測け 第よ吏と	条 定又容 定奥 定の 定定金 55る員
9	~	12		略						

<u>キ</u> 法<u>第34条第1項</u> 及び第4項の規定 による漁業権の<u>制</u> <u>イ</u> 規則<u>第15条</u>の規定 による漁業の許可又 限又は条件の付加 ク 法第39条第1項 及び第2項の規定 は起業の認可の内容 による漁業権の変 の変更許可 更、取消し又は停 <u>ウ</u> 規則<u>第18条</u>の規定 止の命令 による許可証の書換 え交付又は再交付 <u>エ</u> 規則<u>第49条</u>の規定 による試験研究等の 適用除外 4~7 略 8 水産資源保護法第32 条第2項の規定による 水産資源保護指導吏員 の任免に関すること。 9~12 略 <u>ケ</u> 法<u>第67条第9項</u> 又は第11項の規定 による漁業調整委 員会の指示に係る 催告又は命令 <u>コ</u> 法<u>第85条第4項</u> 及び第5項の規定 による専門委員会 の設置及び専門委 員の選任 <u>サ</u> 法<u>第86条第2項</u> の規定による<u>海区</u> 漁業調整委員会の 選挙権及び被選挙 権を有する者の範 囲の拡張又は制限 <u>シ</u> 法<u>第120条から</u> <u>第122条</u>までの規 定による土地の使 用及び立入等の許 ス 法第124条第1 <u>項及び第4項</u>の規 定による土地及び 土地の定着物の使 用に係る措置 セ 法第128条第1 項の規定による水 産動植物の増殖命 ソ 法第129条第1 <u>項</u>及び第3項の規 一 定による遊漁規則 の制定又は変更の 認可 <u>タ</u> 法<u>第129条第 6</u> <u>項</u>の規定による遊 漁規則の変更命令 2 長崎県漁業調整規 則(昭和39年長崎県 規則第89号。以下本 号中「規則」という。) の施行に係る事務の うち、次に掲げる事 項に関すること。 ア 規則<u>第29条</u>及び

<u>第30条</u>の規定によ

		の取消し イ 規則 <u>第22条第 2</u> <u>項及び第23条第 1</u>				し イ 規則 <u>第31条</u> の規 定による漁業の許	
		項の規定による漁業の許可若しくは 起業の認可の変 更、取消し又は効力停止の命令				可若しくは起業の 認可の取消し又は 漁業の許可若しく は起業の認可の内 容の変更若しくは 制度又は操業停止	
		4 水産資源保験 護法 法 33				3 略 4 海洋生物資源の名 在及び管理に関する 法律・第77号の施行こと。 5 小産の施行こと。 5 小産の施行こと。 5 いう事務に関源保管313 号。以う。のうち、関係掲げる。 という事の事項に保護313 号。以う事務の事項に保護313 号。以う事務の事項に保護313 号。以う事務の事項に保護313 号。以う事務の事項に保護313 号。以う事務の事項に保護4年に次すること。 2 注は近の水面の解り定、法第13条金にの規面の解り定、第13条条で、以下のの制定に関連の制定に対して、 1 項、項の規面の事は、第の規面の事は、第の規面の事は、第の規面の事は、は、第の規画の事は、は、第の規画の事は、は、第の規画の事は、は、第の表面の事との。 6 では、第13条を表面の報のでは、第13条を表面の事では、またのでは、ま	
課 (室)	副知事の決裁事項	<u>5</u> ~ <u>7</u> 略 部長の決裁事項	室長の決裁事項	課(室)	副知事の決裁事項	<u>6</u> ~ <u>8</u> 略 部長の決裁事項	室長の決裁事項
漁業取締室		長崎県漁業調整規則 (全和2年長崎県規則 第44号)第48条、第49 条及び第51条の規定に よる船舶の停泊命令 等、船長等の乗組み禁 止命令、停船命令		漁業取締室		長崎県漁業調整規則 (昭和39年長崎県規則 第89号)第50条から第 53条までの規定による 船舶の <u>停泊命令</u> 、船長 等の乗組み禁止命令又 は漁具等の陸揚げ命令 登	
略 農林部 略				略 農林部 略			
課 (室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農業経営課	天災による被害農 林漁業者等に対する 資金の融通に関する 暫定措置法(昭和30 年法律第136号)第 3条の規定の要件に 該当する県と市町村	1~3 略 4 農薬取締法(昭和 23年法律第82号。以 下本号中「法」とい う。)の施行に係る 事務のうち、次に掲 げる事項に関するこ と。	1~11 略 12 農薬取締法 (以下本 号中「法」という。) の施行に係る事務のう ち、次に掲げる事項に 関すること。 ア 法 <u>第17条</u> の規定に よる農業販売業者の	農業経営課	天災による被害農 林漁業者等に関する 暫定措置法(昭和30 年法律第136号)第 3条の規定のを市で起来の規定のと市でも との利等にある。 との利等にある。 との利等に関する。 との利等に関する。 との利等に関する。 との利等に関する。 との利等に関する。	1~3 略 4 農薬取締法(昭和 23年法律第82号。以 下本号中「法」とい う。)の施行に係る 事務のうち、次に掲 げる事項に関するこ と。 ア 法第12条の2の	1~11 略 12 農薬取締法 (以下本 号中「法」という。) の施行に係る事務のう ち、次に掲げる事項に 関すること。 ア 法 <u>第8条</u> の規定に よる農薬販売業者の 届出
	との利子補給及び損失補償契約に関すること。	ア。法第26条の規定 による指定農薬使 用の規制 イ 略 5 <u>肥料の品質の確保</u> 等に関する法律(昭 和25年法律第127号。 以下本号中「法」と いう。) の施行に係に 為事務のうち、係に 掲げる事項に関する こと。 ア及びイ 略	届出 イ 略 13 <u>肥料の品質の確保等</u> <u>に関する法律</u> 第22条及 び第23条の規定による 特殊肥料生産業者及び 肥料生産業者の届出に 関すること。 14 <u>肥料の品質の確保等</u> <u>に関する法律の</u> 施行に 係る事務のうち、次に 掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略		大間頃失利に関する こと。	規定による指定農 薬使用の規制 イ 略 5 肥料取締法(昭和 25年法律第127号。 以下本号中「法」と いう。)の施行に係 る事務のうち、次に 掲げる事項に関する こと。 ア及びイ 略	イ 略 13 肥料取締法第22条及 び第23条の規定による 特殊肥料生産業者の規定による 特殊肥料生産業者の届出に 関すること。 14 肥料取締法の施行に 係る事務のうち、次に 掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略
略	失補償契約に関する	ア 法第26条の規定 による指定農業 用の規制 イ 略 5 肥料の品質の確保 等に関する法律(昭 和25年法律第127号。 以下本号中「法」と いう。)のの施行に係 る事務のうち、次に 掲げる事項に関する こと。	イ 略 13 <u>肥料の品質の確保等</u> <u>に関する法</u> 使第22条及 び第23条の規定による 特第23条の規定による 特殊肥料生産業者の届出に 関すること。 14 <u>肥料の品質の確保等</u> に関する法律の施行に 係る事務のうち、次に 掲げる事項に関すること。	略		規定による指定農 薬使用の規制 イ 略 5 肥料取締法(昭和 25年法律第127号。 以下本号中「法」と いう。)の施行に係 る事務のうち、次に 掲げる事項に関する こと。	13 <u>肥料取締法</u> 第22条及 び第23条の規定による 特殊肥料生産業者及び 肥料生産業者の届出に 関すること。 14 <u>肥料取締法</u> の施行に 係る事務のうち、次に 掲げる事項に関するこ と。

		<u>3</u> 及び <u>4</u> 略				<u>に関すること。</u> <u>4 及び 5</u> 略 <u>6</u> 米穀の需給調整に	
		<u>5</u> ~ <u>10</u> 略				<u>関すること。</u> <u>7</u> ~ <u>12</u> 略	
課(室)	副知事の決裁事項	事項 部長の決裁事項	課長の決裁事項	課 (室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
農産加工 流通課			略	農産加工 流通課	卸売市場の整備計 画に関すること。		略
課 (室)	副知事の決裁事項	事項 部長の決裁事項	課長の決裁事項	課 (室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1. 牧野法 (昭和25年 法律第194号) 第 9 条、第10条、第12条 及び第13条の規定に よる保護牧野に係る 指示に関すること。 2. 牧野法施行令(昭和25年政令第24号) 第 2 条の規定に関する こと。	1 家畜生 29号) 第16条第 209号) 第16条第 209号) 第16条第 209号) 第16条第 209号) 第16条第 209号) 第16条第 200 规矩定 上 3 家畜 200	畜産課	1 牧野法 (昭和25年 年 注 年 第 19 4 号) 第 9 条 第 10 条 、 第 12 条 及 び 第 13 条 の 規定による 保護 牧野 に 係 る 清 市 に 関する こと。 2 牧野 法 施 行 令 (昭和25 年 政 令 第 2 4 4 号) 第 2 条 の 規定による 牧野 の 指定に 関する こと。	1 家畜公民 200 との	

	進に関する法律(平成 11年法律第112号。以 下本号中「法」という。) の施行に係る事務のう ち、次に掲げる事項に 関すること。 ア 法第5条の規定に よる管理基準を遵守 すべき旨の勧告及び 命令 イ 法第8条第1項の 規定による家畜排せ つ物の利用の促進を 図るための計画の策定 16~35 略		規則第31号)の規定 による県有家畜の貸 付けに関すること。 16 家畜、家きんの共 進会、品評会に関す ること。 17 養鶏振興法(昭和 35年法律第49号)第 5条、第7条及び第 10条の規定による種 鶏の認定、ふ化業者 の登録及び登録の取 消しに関すること。 18 家畜排せつ物の管 理の適正化及び利用 の促進に関する法律 (平成11年法律第112 号。以下本号中[法] という。)の施行に 係る事務のうち、次 に掲げる事項に関す ること。 ア 法第5条の規定 による管理基準を 遵守すべき旨の勧 告及び命令 1 法第8条第1項 の規定による家畜
■ 久		HQ.	

略

別表第4 (第12条、第13条関係)

地方機関名		決裁事項
振興局	共通事項	1 略 2 漁業法第57条第1項の規定による中型まき着漁業(いわし、あじ、さばまき網漁業及びしたらづけまき網漁業を除く。)及び小型機能底でき網漁業 (手繰第2種えびこぎ網漁業を除く。の計可に関すること。 3 長崎県漁業調整規則(以下本号中「規則」はいう。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 7 規則第4条、第7条、第11条及び第14条の規定による漁業(規則第4条第1号、第2号及び整6号の規定による小型まき網漁業がでに条第9号、第15号、第23号及び第2号に掲げる漁業を除く。以下本号中におい同じ。)の許可 4 規則第6条の規定による漁業の設可、第1条の規定による漁業の計可又は起業の認可、内容変更の計可並びに第29条の規定による。

略

別表第4 (第12条、第13条関係)

地方機関名		決裁事項
振興局	共通事項	1 略 2 漁業法 <u>第66条第1項</u> の規定による中型まき 漁業(いわし、あじ、さばまき網漁業を除く。 及び小型機船底びき網漁業(手繰第2種えび、 ぎ網漁業を除く。) の許可に関すること。
		3 長崎県漁業調整規則(以下本号中「規則」 いう。) の施行に係る事務のうち、次に掲げる 項に関すること。 ア 規則 <u>第6条</u> の規定による漁業(規則 <u>第6条</u> 第1号及び第2号アの規定による小型まき網治
		業のうち、いわし、あじ、さばまき網漁業まびに同条 <u>第2号工、コ、及び</u> ニに掲げる漁まを除く。以下本号中において同じ。)の許可
		イ 規則第15条の規定による漁業の許可又は 業の認可の内容変更の許可、第18条の規定に よる許可証の書換え交付及び再交付並びに第 20条の規定による起業の認可
		 <u>ウ</u> 規則第31条第1項及び第2項の規定による 漁業の許可又は起業の認可の内容の変更若 くは制限又は操業停止 4 漁船法の施行に係る事務に関すること。たた
		し、漁業法 <u>第52条第1項</u> の規定による <u>指定漁</u> に従事する漁船の登録事務を除く。 5~54 略

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表(八二四)二一一四

印刷人 岩 永 泰 明印刷所 長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所